

別記 6

建築物解体工事共通仕様

- 1 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下「解体共仕」という。)による。
- 2 解体共仕に用いられている用語を、次のとおり読み替える。
 - (1) 「契約書」を「新潟県財務規則(昭和57年3月1日新潟県規則第10号)別記(第78条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。
 - (2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。
 - (3) 「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。
- 3 次の各号に該当する解体共仕の項目について、解体共仕の規定を別表に置き換えて適用する。

(1)	1章 各章共通事項 1節 共通事項	1.1.2	用語の定義の(ア), (サ), (セ)
(2)	〃	1.7.1	工事検査の(2)及び(3)
- 4 次に掲げる解体共仕の規定は、適用しない。

1章	1.1.2	用語の定義の(ソ)
〃	1.7.2	技術検査

別表（建築物解体工事）

号	項目	置き換え後の解体共仕の規定
	1章 各章共通事項	
	1節 共通事項	
(1)	1.1.2 用語の定義	<p>(ア)「監督員」とは、約款第 10 条に基づき受注者に通知された者をいう。</p> <p>(イ)「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県 CALS システム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。</p> <p>(ロ)「工事検査」とは、約款に基づく次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査 (ただし、②に係る検査を除く。)を含む。</p> <p>① 工事の完成(約款第 32 条)</p> <p>② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等(約款第 38 条)</p> <p>③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成(約款第 39 条)</p> <p>④ 契約の解除時における出来形部分(約款第 48 条)</p> <p>⑤ 必要があると認めたとときの臨時検査(約款第 50 条)</p>
(2)	1.7.1 工事検査	<p>(2) 約款に基づく部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。</p> <p>(3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第 48 条及び第 50 条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に受ける。</p>